

1 民法における法定利率

令和2年4月1日から、法定利率は年3%とされています（民法第404条第2項）。

ただし、法定利率は3年ごとに見直すこととされていますので、将来の法定利率は3%から変動する可能性があります。

2 法定利率の変動の仕組み

(1) 基準割合

法定利率は、3年を1期として期ごとに算出される基準割合に応じて変動しますので、まずこの基準割合について説明します。

基準割合は、各期が始まる年の6年前の1月から前々年の12月まで、5年分（60か月分）の短期貸付けの平均利率の平均値です。短期貸付けの平均利率とは、各月に銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が1年未満のもの）に係る利率の平均をいいます。

基準割合は、各期の初日の一年前までに、法務大臣が官報で告示することとされています（民法第404条第5項、民法第四百四条第三項に規定する期及び同条第五項の規定による基準割合の告示に関する省令）。

(2) 変動の有無及び内容

最初に法定利率が変動するのは、このような変動制が取り入れられた最初の期（第1期。令和2年4月1日から令和5年3月31日まで。）における基準割合（平成26年1月から平成30年12月までの5年間の短期貸付けの平均利率の平均値）から1%以上基準割合が変動した場合です。このような場合、基準割合の変動分と同じだけ（ただし、1%未満の端数は切り捨てます。）法定利率が変動します（民法第404条第4項）。

第1期の基準割合は年0.7%と告示されました（民法第四百四条第五項の規定に基づき、令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までの期における基準割合を告示する件）。したがって、例えば、その後の期の基準割合が年1.2%であった場合には基準割合の変動が1%未満ですので法定利率は変動しませんが、年1.9%であった場合には0.7%から1%以上増加しており、その差は1.2%ですので、端数を切り捨てた1%を加算し、法定利率は年4%になります。

最初に法定利率が変動した期以降も、同様のルールに従って、変動が生じた期の基準割合から1%以上基準割合が変動したときは、その差と同じだけ法定利率が変動します（1%未満の端数を切り捨てることも同じです。）。

3 各期の法定利率

第2期（令和5年4月1日から令和8年3月31日まで）における基準割合（平成29年1月から令和3年12月までの5年間の短期貸付けの平均利率の平均値）は、**年0.5%**と告示されています（民法第四百四条第五項の規定に基づき、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの期における基準割合を告示する件）。第1期の基準割合である年0.7%からの変動が1%未満ですので、第2期においては、法定利率は年3%のまま変動していません。

第3期（令和8年4月1日から令和11年3月31日まで）における基準割合（令和2年1月から令和6年12月までの5年間の短期貸付けの平均利率の平均値）は、**年0.4%**と告示されました（民法第四百四条第五項の規定に基づき、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの期における基準割合を告示する件）。第1期の基準割合である年0.7%からの変動が1%未満ですので、第3期においても、法定利率は年3%のまま変動しないこととなりました。

各期間における法定利率をまとめると、次のとおりです。

令和2年3月31日までの法定利率 = 年5%

令和2年4月1日から令和5年3月31日までの法定利率 = 年3%

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの法定利率 = 年3%

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの法定利率 = 年3%

令和11年4月1日以降の法定利率 ⇒ 未確定（変動の可能性あり）